

【 病児・病後児保育事業利用の流れ 】

- ①**利用者**：利用日前日までに教育委員会に病児・病後児保育事業利用の電話予約
- ②**利用者**：利用日前日の午後4時までに日野病院小児科医で受診をし、病児・病後児保育事業利用申請書兼同意書（様式第1号）下欄に記入してもらう
※医療費530円（特別医療）がかかります
- ③**日野病院**：病児・病後児保育事業利用申請書兼同意書（様式第1号）のコピーをとり、教育委員会へFAX送信、原本は利用者へ渡す
- ④**教育委員会**：受入の可否について利用者に連絡
病児・病後児保育事業依頼書（様式第4号）を日野病院に送る
保育士の確保、保育室の準備
- ⑤**利用者**：利用日当日、病児・病後児保育事業利用申請書兼同意書（様式第1号）を保育室に提出
- ⑥**利用者**：利用開始（児童の食事・おやつ、着替え等、保育に必要なものは準備）
※利用料1日あたり500円（利用者負担）
- ⑦**教育委員会**：利用者に利用決定通知書（様式第2号）、利用料納付書を送る
- ⑧**日野病院**：教育委員会に委託料の請求（年度末）
- ⑨**教育委員会**：委託料支払（年度末）